

林道維持修繕（林道除草）仕様書

第1章

（適用範囲）

第1条 この仕様書は、林道除草の施工時に必要な一般的事項を定めたものである。

- 2 設計図書及び別に定められた特記仕様書がある場合は、この仕様書に優先するものとする。
- 3 設計図書及び別に定められた特記仕様書に関して疑義の生じたものは、監督職員に報告し、その指示により施工するものとする。

（現場の管理）

第2条 受注者は、次の各号を遵守するとともに、常に安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

- （1）現場に隣接し、又は同一場所において別途事業等がある場合は常に相応協調して、紛争を起こさないように処置しなければならない。
- （2）施工中は、監督職員及び道路管理者の許可なく、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす施工をしてはならない。
- （3）火薬、油類、電気等の取扱いについては、その保管及び取扱いについての関係法令の定めに従い、万全の対策を講じなければならない。
- （4）火災の予防については万全の措置を講ずるものとし、監督職員の指示事項があれば、それに従わなければならない。
- （5）現場に、一般者の出入りを禁止する必要がある場合は、立ち入り禁止の表示をする等、十分な規制措置を講じなければならない。
- （6）業務の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、またはその兆候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。

（現場発生品）

第3条 業務によって生じた現場発生品は、整理集積し、監督職員の指示する場所で引渡さなければならない。

（施工管理）

第4条 受注者は、別に定める「林道維持修繕（林道除草）施工管理基準」により施工管理を行い、その記録を所定の様式により指定期日、または監督職員の指示した期日までに提出しなければならない。

- 2 受注者は、監督員から進捗状況を求められたときは、すみやかに報告しなければならない。
- 3 受注者は、天候、その他を配慮して施工しなければならない。

（自然環境の保全）

第5条 施工に当たっては、土砂の流出、崩壊その他災害の防止及び現場周辺的环境保全に十分注意しなければならない。

(交通安全管理)

第6条 受注者は、積載物の落下等による路面の損傷及び路面汚損防止に努めるとともに、第三者に損害を与えないよう十分注意しなければならない。

(諸法規の遵守)

第7条 受注者は、施工に当たり、諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は、受注者の責任と負担において行わなければならない。

(諸官公庁への手続き)

第8条 業務の施工に必要な関係官公庁その他に対する諸手続きがある場合は、受注者において迅速に処理しなければならない。

2 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告しなければならない。

(後片付け)

第9条 受注者は、業務が終了したときは、現場並びにその周辺に散乱している枝条等を車両通行に支障ないよう路線外に除去し片付けなければならない。

第2章 除草

(1) 除草の区間及び延長は、内訳書に示すところによるものとする。

(2) 林道除草機での刈幅は概ね90cm程度とし、刈高は地際より20cm以下に刈払うこと。刈払機による除草については刈幅を概ね100cm程度とし、刈高については林道除草機の場合と同様とする。なお、実施にあたり路線毎の具体的な作業内容については監督職員と事前に協議するものとする。

(3) 見通しの悪い曲線区間は、幅広の刈払いを行い視距確保等の措置を講ずる。

(4) 標準刈払い幅内にある残存立木等の処理は、監督職員の指示によるものとする。

(5) 除草作業が終了したときは、監督職員に報告するものとする。

(6) 刈払い後の状態について、完全に刈られていなくても、視距が確保されていれば手直しは求めないこととする。

林道除草機による除草作業の留意事項について

1. 使用機械器具

- (1) 発注者は受注者に対し、林道除草機（以下「本機という。」）を貸与するものとする。貸与する品名については別紙「貸与品一覧」のとおり。
- (2) 受注者は、貸与された本機を善良な管理のもとで使用するものとする。
- (3) 消耗品の交換が必要となった場合は、監督職員の承諾を得た後実施するものとする。
- (4) 受注者の過失により修繕が必要となった場合は、受注者の責において修繕することとする。
- (5) 消耗品の交換及び修繕した場合は稼働日誌に記録しておくものとする。

2. 車両運転及び機械操作

- (1) 本機は、軽トラックと一体となっているため、本機を操作する者は普通免許を有する者とする。
- (2) 本機を初めて使用する者は、本機の構造、機械操作、点検内容等について発注者側の操作経験者から指導を受けること。

3. 安全作業の確保

(1) 事前の現地調査

除草作業開始前に、あらかじめ作業現場内の法面浮石、落石、転石等の障害物を除去し、路肩の軟弱な箇所、障害物の除去困難な箇所については、テープ等で目印をつけ、本機による刈払いは避け、手刈りすること。

(2) 作業前点検

本機の使用に当たっては、使用前に点検を行い異常のないことを確認してから作業地へ出発すること。

(3) 作業地への移動

作業地へ出発、移動する場合は、本機は必ず荷台に格納してから走行すること。

(4) 作業形態

ア 本機による作業は、必ず運転者及び誘導者で行うこととし、運転者はもっぱら車両と本機の操作をし、誘導者は本機の誘導、一般車両の通行規制等を行うこととする。

イ 作業中、他の車と交差する場合には、一時停止、または徐行する等安全の確保に努めること。

ウ 作業中は必ず作業灯（前照灯等）を点灯し、林道内は作業に支障ない法定速度以下で走行すること。

(5) 作業規制

強風、大雨、濃霧、雷等による悪天候下での作業は行わないこととし、作業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア バックしながらの刈払いは絶対行わないこと。

イ 運転者の車両乗降は、本機の円盤の回転が完全に止まっていることを確認してから行うこと。

ウ 誘導者は本機による刈払い中は、本機には絶対近寄らないこと。

エ カッターとアームの取付け部分には、挟雑物が生じ易いので常に点検し、生じたときは速やかに取除くこと。

4. 本機の保全管理

(1) 保管場所への格納

本機の保管場所への格納は、長期に使用しない場合を除き、車両に搭載したままで差し支えないが、清掃のうえ格納すること。

(2) 点検整備

ア 日常点検と修理、部品の取替え等

◎燃料油脂量◎取付け部分のゆるみ◎円盤及びカッターの損傷程度

◎ベルトのゆるみ、損傷程度等を点検する。

なお、油もれ等異常があった場合は整備することとするが、その内容について事前に監督職員へ報告し指示を受けること。

また、カッターの損傷は激しいので、折損等が生じないように早めに取替えること。

イ 稼働日誌

稼働日の作業内容等を林道除草機稼働日誌に記載整理し、業務終了時に監督職員に提出すること。

林道維持修繕(林道除草)施工管理基準

1 目的

この基準は、林道維持修繕(林道除草)の施工について、契約書類に定められた工期、目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2 管理の項目及び方法

(1) 施工管理の内容

項目	種目	内容
工程管理	進行管理	工程表に基づき各工種を適期に施工するとともに、工期内に完成するよう管理する。
	経過の記録	工程表を作成し、経過、指示、承諾、協議事項等を記録する。
出来形管理	出来形数量の計算	稼働日誌、写真に基づき、出来形数量を算出する。
写真管理	写真の撮影及び編集	着工から完成までの経過、出来形、品質管理の実施状況の写真撮影及び編集を行う。

(2) 工程管理

1) 進行管理

ア 進行管理は、計画と実行を対比させた工程表により行わなければならない。

イ 工程表の作成に当たっては、各工種が適期に施工できるよう十分に検討しなければならない。なお、計画と実行に著しい差異が生じた場合は、その対策を講じて変更工程表を作成しなければならない。

2) 経過の記録

進行管理の資料とするため、着工から完成までの日々について、作業内容、機械の稼働、出来形数量、指示事項などを記入した稼働日誌を作成しなければならない。

(3) 出来形管理

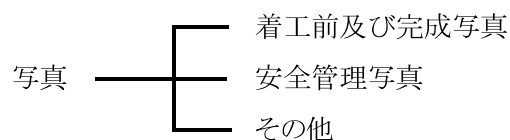
1) 出来形数量の計算

出来形数量の計算は、稼働日誌、写真に基づき、所定の様式により実施するものとする。

(4) 写真管理

1) 写真の分類

写真は、次のように分類する。



2) 写真の撮影

ア 写真については、施工着手前、施工完了後(完成)の2枚1組写真を同一箇所方向で撮影するものとし、撮影箇所は次のとおりとする。

工 種	撮 影 箇 所
林 道 除 草	林道毎に標準的な箇所を1カ所以上。

イ 撮影に当たっては、原則として次の項目を記載した小黒板、標尺等を被写体として共に写し込むものとする。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 作業年月日 | (4) 林道名 |
| (2) 業務名 | (5) 測点(位置) |
| (3) 作業項目 | (6) その他参考となる事項 |

3) 写真の色彩

写真は原則としてカラーとする。

4) 写真の整理方法

写真は、林道ごとに整理するものとする。

5) 写真帳は、A4判以上を標準とする。

6) 写真帳の提出は、次によるものとする。

ア 写真帳は、完成時に1部提出する。

イ 監督員が特に指示する写真については、指示する時期に指示する部数を提出する。

林道維持修繕(林道除草) 検査基準

工種	検査区分	検査箇所 並びに範囲	検査 内容	検査方法の要点
除草工	延長・刈幅・ 刈高について の検査	事務所毎に2路線 以上実施	延長 刈幅・刈高 刈払い物	除草区間の延長について、現地を確認する。 また、これらを確認できる記録写真や監督職員の巡視により補完する。 規定の刈幅・刈高で作業がなされているか確認する。 刈払い物は路面外に除去されているか確認する。
	その他	契約全体で 実施		使用機械等、その他の経過についての記録及び施工状況並びに安全対策実施状況等を写真帳、稼働日誌等で確認する。

合格の認定基準

- 1 除草延長に間違いがないか。
 - 2 刈幅は林道除草機で概ね90cm程度、刈払機で概ね100cm程度実施されているか。
 - 3 見通しの悪い曲線区間は幅広に刈払われ、見通しが良くなっているか。
 - 4 刈高は地際より20cm以下に刈払われているか。
 - 5 刈払い物は路面外に除去されているか。
- ※一部刈残しについては、検査の対象としない。

林道除草検査書類

- ①稼働日誌(受注者書類)
- ②写真帳(受注者書類)
- ③指示、承諾、協議書類、監督日誌(監督職員書類)